

山口県和木町における議会町づくり懇談会の取り組み

Efforts of the Town Building Discussion Meetings in Waki Town, Yamaguchi Prefecture

田尾真一

I. はじめに

地方自治に関して、日本国憲法第9条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定されている。この「地方自治の本旨」とは、一般に、団体自治と住民自治とからなると解釈されており、団体自治とは国から独立した地方団体がその責任と権限において行財政の処理を行うというもので、住民自治とは団体の意思を住民の意思や参加によって決定するというものである。日本では都道府県や市町村といった単位で地方自治が行われているが、その意思を集約するためには間接民主主義がとられ、選挙によって住民の代表を選び、団体としての意思決定を行っているといえよう。住民の代表としては日本では二元代表制の下、首長と議会議員の両方を直接選挙によって選ぶ制度となっており、首長はもちろんであるが、議会にも住民の代表として多くの役割が期待されているといえる。

住民の意思を行政に反映するにはどうすればよいのだろうか。実は国内外で住民の意思を汲み取るための多くの取り組みが行われている。代表的なものとしては直接的に住民が参加するブラジルのポルト・アレグレ市の「参加型予算」が挙げられる(山崎, 2006、諸富・門野, 2007)。この制度はボトム・アップ型で予算に関する住民の意見を吸い上げていくという仕組みで、利権政治によって支配されていた予算を住民の手に取り戻し、住民のニーズに沿って効率的に財政資源の配分が行われるようになったと言われている。また、諸富・門野(2007)では他にもニューヨーク市の「コミュニティ・ボード」や三重県名張市の「ゆめづくり地域予算制度」などが紹介されている。

こうした参加型予算の取り組みが広がりを見せている一方で、先述したように議会という場が住民の代表機関として存在している。住民の意思を組む制度として参加型予算は一定の効果はあるが、議会がその役割を十分果たすことも重要であると考えられる。こうした議会の役割について、近年では「議会基本条例」¹⁾を制定し、議会の役割を明確化している(一般財団法人地方自治研究機構, 2024)。公共政策研究所(2024)によると、2023年10月1日現在で議会基本条例の施行自治体数は累計で1012団体あり、全自治体の56.6%が議会基本条例を制定している。この議会基本条例では、住民との関係強

化のために、会議の公開や参考人・公聴会の充実、議会報告会や住民との意見交換会の開催、議会審議への住民参加などが定められている(一般財団法人地方自治研究機構, 2024)。こうした取り組みを通じて、議会が住民の意思を集約し、行政に反映させることが自治の強化のためにも重要になってきている。

こうした取り組みが全国でなされている中、山口県和木町では、2010年に議会基本条例が制定されている²⁾。条例は全8章で構成されており、この中でも第5条(1)において、「議会は、町民の多様な意見を聴取し議会活動への理解を得るため、議会主催による議会町づくり懇談会を全議員の出席のもとに、少なくとも年1回開催し、議会への町民参加意識を育むとともに、その意見を議会運営に反映させること」と定めており、町民に開かれた議会が目指されている(和木町議会, 2010)。

本稿は、この条例でも定められている山口県和木町で開催されている町づくり懇談会³⁾の取り組みを紹介するとともに、筆者が講演者として参加した第13回町づくり懇談会について記述することで、議会と協働しての住民参加の町づくりのあり方について考察するものである。以下ではIIにおいて和木町における住民懇談会の歴史を整理し、IIIでは筆者が講演した第13回町づくり懇談会についての報告をしたのち、IVで今後の課題について考察し、Vでまとめを行う。

II. 和木町における住民懇談会の歴史

1. 和木町について

山口県和木町は山口県の最東部の位置する自治体で、広島県の大竹市と県境を接する、人口6,034人(令和2年国勢調査)、面積10.58km²の小さな自治体である。和木町のウェブサイトによると、昭和48年に現在の和木町となり、戦前は工業の町として栄え、戦後は石油化学コンビナートの町として脚光を浴び、財政も豊かな町である(和木町, 2020)。2002年には岩国市との合併も検討されたが、合併を前提とした形で岩国地区広域市町村圏協議会には参加できないとして、単独町制を選択している。はじめに示した議会基本条例の前文にも、「(平成の大合併において山口県下でも大規模な市町村

合併が行われたが、) 和木町は、単独町制を町民大多数の意思で選択した」とあり、町民が選択した単独町制を維持し、地域の主体性と福祉の向上を積極的に果たすためにも議会の役割が重要であると考えられる。

第1表 和木町での町づくり懇談会

開催年度	開催日	内容 (開催場所)
2011年度	9月26日	議会町づくり懇談会 (瀬田分館)
	9月28日	議会町づくり懇談会 (コミュニティセンター)
	9月29日	議会町づくり懇談会 (関ヶ浜分館)
2012年度	6月25日	議会町づくり懇談会 (和木5丁目集会所)
	6月26日	議会町づくり懇談会 (和木2丁目第2集会所)
	6月29日	議会町づくり懇談会 (関ヶ浜分館)
	6月30日	議会町づくり懇談会 (蜂ヶ峯団地集会所)
2013年度	6月24日	議会町づくり懇談会 (和木1丁目集会所)
	6月25日	議会町づくり懇談会 (和木4丁目第2集会所)
	6月27日	議会町づくり懇談会 (関ヶ浜分館)
	6月28日	議会町づくり懇談会 (瀬田分館)
2014年度	6月23日	「防災問題・分館の建替え」(関ヶ浜分館)
	6月24日	「防災問題・分館の建替え」(瀬田分館)
	6月25日	「公共下水道管の補修事業・防災問題」(和木3丁目債1(曙)集会所)
	6月26日	「公共下水道管の補修事業・引込み線の跡地利用」(和木5丁目集会所)
2015年度	7月5日	議会町づくり懇談会 (和木町文化会館)
	7月12日	議会町づくり懇談会 (コミュニティセンター)
	9月28日	議会町づくり懇談会 (関ヶ浜分館)
	9月30日	議会町づくり懇談会 (瀬田分館)
2016年度	8月26日	議会町づくり懇談会 (関ヶ浜分館)
	同日	議会町づくり懇談会 (瀬田分館)
	8月29日	『親子すくすく子育てCafé』(保健相談センター)
2017年度	7月22日	『行きたいところにいけるまちづくり』(文化会館)
2018年度	7月21日	『災害から命を守るために』(文化会館)
2019年度	10月10日	『8.6豪雨災害を経験に確かな避難を』(瀬田分館)
	10月11日	『地域の問題点から地域の安全へ』(関ヶ浜分館)
	10月12日	「早めの避難につながる方法」(文化会館)
2020年度	10月16日	議会町づくり懇談会 (関ヶ浜分館)
2021年度	※新型コロナウイルス感染拡大により中止	
2022年度	11月12日	『女性によるもっと暮らしやすい町に』(総合コミュニティセンター)
2023年度	7月15日	議会町づくり懇談会 (関ヶ浜分館)
	9月30日	議会町づくり懇談会 (瀬田分館)
	11月25日	議会町づくり懇談会 (美術館)
	2月17日	議会町づくり懇談会 (和木4丁目第2集会所)

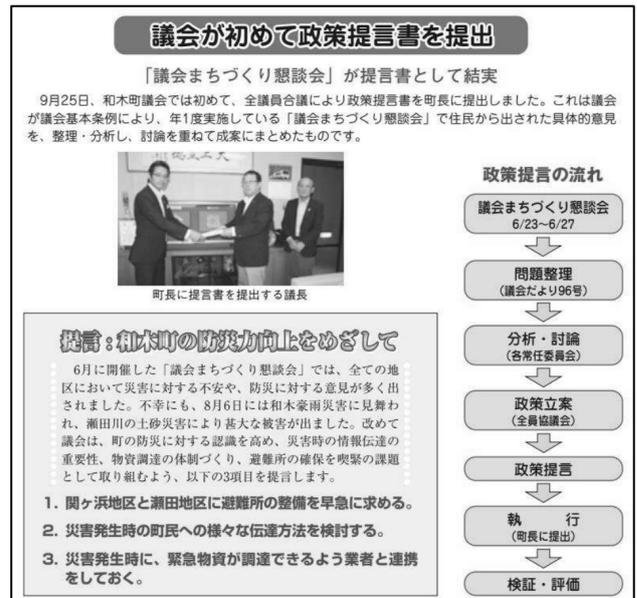
(出典) 和木町議会 (2011~2024) 「議会だよりわき」を適宜参照して筆者作成

2. 住民懇談会の取り組みについて

和木町では議会基本条例の制定後、2011年度から毎年町づくり懇談会が開催されている。それらをまとめたものが第1表である。コロナ禍であった2021年度は開催が見送られたが、基本的には毎年度実施されている。

第1回議会町づくり懇談会は町内3か所で実施し、議会報告(議会活動や町政に関する情報の報告/決算や敬老金制度などの報告)も併せて実施され、参加者からは身近な生活の要望(ガードレールを付けてほしい、避難所の安全対策など)や町政に関する大きな問題提起(人口対策/定住対策や原発問題など)がなされた(和木町議会, 2011)。こうした取り組みの中で、2014年には初めて議会町づくり懇談会で住民から出された具体的意見を整理・分析してまとめた政策提言書を全議員合議によって町長に提出している(第1図参照)。

また、回を重ねる度に単なる懇談会ではなく、工夫が施されている点も確認できる。2014年度は防災や分館の建て替えなど、地域ごとにテーマを設け、住民の方々とより深い意見交換を行っている。2016年度は子育て世代の声を聞くために、『親子すくすく子育てCafé』と題して1~3歳児とその家族を対象として、歌あそびや劇あそび、人形劇などを行ってからフリートークを行うというイベントとして開催を試みている(和木町議会, 2016)。他の懇談会では平均的な参加者が約20人であるのに対してこのイベントには親子合わせて70人が参加しており、こうしたイベントと組み合わせることでより幅広い住民の声を集めることができていると言えよう。さらには2018年度・2019年度は災害をテーマに地域における防災や安全対策について取り上げており、その時々住民の関心のあるテーマを選んでいることがうかがえる。



第1図 政策提言書の提出の記事

(出典) 和木町議会 (2014) 「議会だよりわき」第97号 p.7より抜粋

3. 広報活動

こうした取り組みについては、和木町議会の「議会だよりわき」で公開されている。毎回決まったフォーマットがあるわけではないが、町づくり懇談会を実施した後に概要を報告する記事が掲載され、また、住民から出された意見に対して町議会議員で議論し、議会だよりに掲載したり、先ほど示したように町長へ政策提言を行ったりしている。町づくり懇談会を実施して終わり、ではなく、きちんと対応することで住民も参加する意義を感じ取れ、誠実に対応していることが参加住民を途絶えさせない一つの工夫となっていると言えよう。

また、町づくり懇談会についての住民への宣伝についても、この「議会だよりわき」に掲載している（第2図参照）。議会事務局の話によると、この他に会場周辺の住居に案内を直接ポスティングするなどして周知に努めているようである。



第3図 当日の会場
(出典) 筆者撮影

た企画に僭越ながら講師として筆者が招聘されたので、当日の様子を以下では記述していきたい。

当日の次第は以下の通りである。

- 10:00 開会 議長あいさつ
- 10:05 講演 「地方自治体の財政とは」 田尾真一氏
- 10:30 グループによる意見交換
- 11:30 意見発表(班別)及び講師講評
- 11:45 閉会 副議長あいさつ

今回の町づくり懇談会には住民の方が16名と、町議会議員10名全員が参加されており、概ね予定通りに会は進行した。

2. 講演内容

では、実際に筆者が行った講演内容について簡略ではあるがまとめておく。

講演ではまず、財政の役割について話した。財政とは教科書的に言うと「国や地方自治体など公共部門の経済活動」である。なぜそうした仕組みが必要かという点、我々が生活を送ったり生産活動を行ったりしていくうえで必要ではあるが、市場に任せていても供給が十分行われない財（公共財や価値財など）を供給する必要があるからである。また、そうした財を供給するための財源として、税の重要性も説いた。

こうした財政の役割について述べた後、政府間財政関係論として、国と地方自治体の行政の事務配分のあり方について説明した。いわゆるマスメディアの財政の3機能のうち、所得再分配機能と経済安定化機能は国が担うものであるが、資源配分機能は地方政府がその地域に住む住民のニーズに沿ってサービスの供給を行う必要があるため、地方政府が担うべきであるという政府間機能配分論を説明し、実際の日本における国と地方の行政事務の分担について言及した。また、そうした事務を行うにあたり、日本ではいわゆる集権的分散システムの下、財源や権限が中央政府に集中し地方政府の歳入歳出のバランスが悪いため、中央政府からの財政移転に多くを頼っている現状を説明した。そうした状況の下、実際の地



第2図 町づくり懇談会の広告

(出典) 和木町議会(2016)「議会だよりわき」第104号p.10 および、和木町議会(2024)「議会だよりわき」第136号p.12 より抜粋

III. 2024年8月24日に実施された第13回町づくり懇談会について

1. 概要

こうした取り組みを10年以上にわたり実施している和木町議会であるが、2024年8月に実施された第13回町づくり懇談会は、例年のように議会報告と住民との意見交換会ではなく、趣向を変えた取り組みがなされた。「和木町の財政を一緒に考えよう」を議題として、町制50周年を迎え、これからも長く町政を継続するには財政こそが基礎であると考え、我が町の財政を考えようということで企画されたものである。先ほど示した第2図の右側が今回の町づくり懇談会の広告であるが、「これからの和木町を左右する大事な問題です。若者の参加もお待ちしております!!」とあるように、高齢者だけでなく若者の参加も期待して企画が行われたようである。こうし

方財政における歳入について、一般財源と特定財源の違い⁴⁾、自主財源と依存財源の違い⁵⁾について説明し、地方税による財政力格差の現状や、地方交付税の配分の仕組みについて解説を行った。

最後に和木町の財政状況について、令和6年度の一般会計予算における歳入・歳出の状況や健全化判断比率といった指標について説明を行った。和木町の令和6年度予算は第4図の通りであるが、歳入に関しては単年度で見ると自主財源が51.8%と比較的高く、地方債も2.7%と低いことがうかがえる。ただ、経年で見ると、2018年に大きな借り入れを行っており、理由としては「こども園施設整備事業」等の大規模事業の実施があったためである。また、その償還のため、歳出では公債費が増えていることも指摘できる。一方、健全化判断比率⁶⁾を見てみると、実質赤字比率・連結実質赤字比率については黒字であり、実質公債費比率や将来負担比率も早期健全化の基準である25.00%（実質公債費比率）/350.00%（将来負担比率）には満たないため、健全であると判断できる。

このように和木町の財政状況としては、比較的健全であるように見えるが、必要なインフラの更新や町独自の事業の継続などを考えると必ずしも余裕があるとは言えないことも同時に指摘できる。令和4年度の財政状況資料集でも、和木町は「給食センターや蜂ヶ峯総合公園の更新整備が必要と見込まれており、併せて税収の伸びも芳しくないことから、今後は財政調整基金の取り崩しが増えると予想される」と分析している（和木町、2024）。そのため、こうした場を活用して

住民と議員が交流し、限られた財源をどう活かしていくかを議論することが必要であると説いて、講演を終えた。

3. 議員と住民による議論

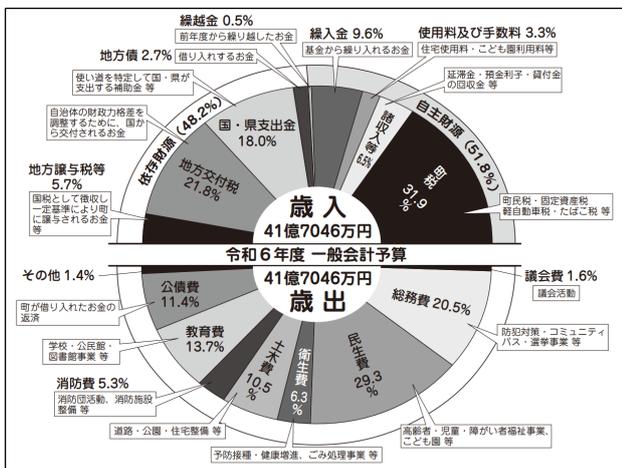
講演ののち、参加した住民および町議会議員が3つのグループに分かれて、住民と議員による議論が行われた。各テーブルに3名の町議会議員がつき、議員の主導のもと住民同士の闊達な議論が展開された。ここでは議論で出た意見について一部を紹介する。

第1班では、和木町が単独町制を続けるためには人口の減少や町税の収納の減少に対してどのような対策をとるべきか、が議論された。子育て支援を拡充させたり、働く場所を作ることで町外からの移住者を増やしたり、今ある福祉政策がやはり高齢者向けのものが多い⁷⁾ため、そうした支出の見直しを図るなど、未来に向けた町政にするにはどうすればいいのかを熱く議論していた。

第2班では、かつては企業城下町として栄えた和木町であるが、現在は衰退しており今後企業誘致を行うことも難しいという現状を踏まえ、ただ一方で空き家の増加もみられることから、そうした空き家のリフォームに補助金を出すなどして若い人が住みたい町づくりに転換すべきとの議論が展開された。また、現在はお年寄りに対して敬老金を配るなどの町独自の政策を行っているが、そうした制度を本当に必要な人にだけ限定するなど見直しを図り、また今後の住民の流出を防ぐためには、困っている住民向けのサポート施設を充実させるなどの対策が必要であると議論されていた。

第3班では講演内容に関連して財政の問題なども踏まえた議論がなされていた。上下水道の整備などインフラに対してこれから費用が掛かるため、必ずしも財政は健全だと言い切れない部分があり、若い人の意見も取り入れながら今後の町行財政を進めていくべきであるとの意見が出された。

いずれの班も、和木町の将来を見据えての長期的な視点で町政について議論している様子うかがえた。参加者はとりわけ高齢者の方が多かったように思われるが、現在または近い将来にだけになるであろう敬老金についても見直しを図るべきとの議論をしており、和木町の財政状況を踏まえて前向きな議論が展開されていた。また、いかに若者を町に呼び込み定住させるべきかについても話がおおよび、時間内に議論が尽くせないようであった。



第4図 和木町令和6年度一般会計予算

(出典) 和木町議会 (2024) 「議会だよりわき」第136号 p.3より抜粋

第2表 和木町の健全化判断比率の推移

指標名	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実質赤字比率	(黒字)	(黒字)	(黒字)	(黒字)	(黒字)	(黒字)
連結実質赤字比率	(黒字)	(黒字)	(黒字)	(黒字)	(黒字)	(黒字)
実質公債費比率	7.7%	7.3%	6.8%	6.0%	5.8%	6.6%
将来負担比率	40.4%	67.6%	61.5%	47.9%	32.7%	2.5%

(出典) 和木町 (2023) 「広報わき」第607号 p.6より抜粋

IV. 今後の展開

1. 町づくり懇談会の課題

こうして実施された和木町の第13回町づくり懇談会であるが、今回の参加数は先述した通り住民の方が16名、町議会議員が10名であった（和木町議会は10名で全員である）。平日ではなく土曜日の午前中ということもあり、比較的多くの参加が期待されたが、たくさんの市民が参加されたとは言えない状況であった。また、先述したように今回の企画は若

第3表 町づくり懇談会の参加人数

開催年度	開催日	参加人数	開催年度	開催日	参加人数
2011年度	9月26日	20人	2014年度	6月23日	15人
	9月28日	19人		6月24日	18人
	9月29日	23人		6月25日	10人
		6月26日		12人	
2013年度	6月24日	23人	2016年度	8月26日	(二か所で) 19人
	6月25日	21人		同日	
	6月27日	16人		8月29日	親子70人
	6月28日	17人	2017年度	7月22日	28名

(出典) 和木町議会(2011～2024)「議会だよりわき」を適宜参照して筆者作成。なお、人数が不明な年も多かったため記載が無かった年は除外している。

者の参加を期待したものであったが、期待通りにはいかなかったようである。今回のテーマを「財政」としたため、市民にとってはややとつきにくい印象を与えてしまったのかもしれない。しかし、国の財政はもとより、自分が住んでいる地域の財政については是非とも関心を持って考えてもらいたいと考える。今回の企画の主旨もおそらくそうであろう。一方で、より市民にとって参加しやすいテーマを選ぶことで、参加のハードルを下げ、より多くの住民に参加してもらおう工夫が今後は必要なのかもしれない。

参考までに、これまでの参加人数について議会だよりを基に確認できた範囲でまとめたものが第3表である。第3表では人数が不明な年は省いているが、掲載されている記事にある写真などを見る限りでは、いずれも議員を含めて10名程度のグループを3つ作って議論をしている様子が見え、(議員10名を除くと)20名前後の参加者がいたと推察される。おおよそ20名前後の参加者が毎回見込まれているようであるので今回が特別に少ないということではないが、やはり今後はこうした懇談会に多くの住民が集まるようにさらに工夫を凝らすべきであろう。住民の意思を行政に反映していくためには、町議会議員がその意見を聴取する必要があり、住民にとってもこうした機会を活かして意思を伝えることが必要となる。住民に対して「自治」の意識を持ってもらう取り組みが期待される。

2. 課題解決の糸口

1で述べたように、こうした取り組みを意義のあるものにしていくには、参加住民を増やす必要がある。では、どのような取り組みを行えば参加住民は増えるのであろうか。和木町がこれまで行ってきた取り組みの中で特に参加が多かったのは2016年8月29日の開催のものである(第3表参照)が、これはⅡ節でも取り上げた通り『親子すくすく子育てCafé』と題したイベントで、子供向けのイベントと組み合わせることで子育て世代の参加を促したものである。このイ

ベントでは子育て支援センターの利用時間の拡充の要望や、アレルギー体質の子ども向けの給食の要望、小児科医の招致の要望など、子育て世代ならではの意見が出され、普段の懇談会とは違った意見を集めることができたと言える。

こうした取り組みを参照とするならば、例えば親子体操教室や小学生向けのプログラミング教室など、様々なイベントと組み合わせることで参加住民を募り、町の課題について気軽に議員と関わって話し合う場を提供することが考えられるだろう。今回の講演の後で町議会の議長と話す機会があったが、議長も同じような考えを持っていた。これからも住民と密に関り、住民の要望を町政にしっかりと反映させていくためにも、町議会議員にはこうした懇談会のイベント企画の創意工夫が求められる。もちろん、そのようにして集めた意見をしっかりと検討して住民の声を町政に還元していく不断の努力も必要である。

V. まとめ

以上、本稿では山口県和木町における議会町づくり懇談会の取り組みについて、特に第13回町づくり懇談会の内容を踏まえて議会と住民との協働による町づくりのあり方について扱った。はじめにでも述べたように、議会という場は住民の代表機関であるため、選挙を通じて選ばれることはもちろんのこと、選ばれた後も地域住民の意思を踏まえながら議会運営をしていく必要がある。そのためにはこうした住民との交流を持ち意見を聴取する場が必要不可欠である。今後こうした取り組みをさらに進め、多くの住民が参加し、町政の今後を考える機会を作っていく必要があるだろう。

【註】

- 1) 議会基本条例を初めて制定したのは北海道栗山町である。この議会基本条例は、地方分権推進に伴い議会の役割と権限が強化されている一方で、住民からは議会や議員の活動に対して厳しい目が向けられている中で、地方議会自らが議会の活性化、議会の改革の取り組みを積極的に行うようになり、その大きな柱として制定が進められてきたものである(一般財団法人地方自治研究機構, 2024)。
- 2) 公共政策研究所(2024)によると、山口県内では現在山口市、和木町、美祢市、防府市、下関市、山陽小野田市、光市、長門市、萩市の9自治体が議会基本条例を制定しており、和木町は山口市に次ぐ県内で2番目という早さで制定されている。
- 3) 「町づくり懇談会」と「まちづくり懇談会」という表記が和木町の資料でも混在しているが、本稿では議会基本条例に合わせて「町づくり懇談会」と表記する。
- 4) 一般財源は使途が限定されていない財源で、特定財源は使途が限定されている財源である。
- 5) 自主財源は地方政府自らが集める財源で、依存財源は他の

政府（多くは国）から移転される財源のことである。

6) 健全化判断比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて公表が義務付けられているもので、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標からなる。この比率がそれぞれ「早期健全化基準」（黄信号）を超えれば財政健全化計画の作成が必要となり、更に、「財政再生基準」（赤信号）を超えると地方債の起債に制限のかかる財政再生団体となる。

7) 和木町では例えば、敬老会事業として73歳以上の高齢者を式典に招待して、1人2千円の商品券を支給する事業や、敬老金支給事業として75～79歳は年額2万4千円、80歳以上は年額3万6千円を支給する事業が行われている。

【参考資料】

- ・ 諸富徹・門野圭司（2007）『地方財政システム論』有斐閣。
- ・ 山崎圭一（2006）「南米で広がる自治体『参加型予算』」『住民と自治』第519号，自治体問題研究所，pp.58-64。
- ・ 一般財団法人地方自治研究機構（2024）「議会基本条例」，一般財団法人地方自治研究機構ウェブサイト，http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/034_council_basic_ordinance.htm（2024年10月17日閲覧）。
- ・ 公共政策研究所（2024）「全国自治基本条例・議会基本条例の施行状況（2023.10.1現在）《修正版》」，公共政策研究所ウェブサイト，<https://koukyouseisaku.com/image/2023.10.1jitigikaisekoujyukyoku2.pdf>（2024年10月17日閲覧）。
- ・ 和木町（2020）「町のプロフィール」，和木町ウェブサイト，<https://www.town.waki.lg.jp/soshiki/1/470.html>（2024年10月17日閲覧）。
- ・ 和木町（2023）「広報わき」第607号，和木町ウェブサイト，<https://www.town.waki.lg.jp/uploaded/attachment/4267.pdf>（2024年10月17日閲覧）。
- ・ 和木町（2024）「財政状況資料集（令和4年度）」，和木町ウェブサイト，<https://www.town.waki.lg.jp/soshiki/1/119.html>（2024年10月17日閲覧）。
- ・ 和木町議会（2010）「和木町議会基本条例」，和木町ウェブサイト，<https://www.town.waki.lg.jp/uploaded/attachment/3122.pdf>（2024年10月17日閲覧）。
- ・ 和木町議会（2011～2024）「議会だよりわき（第84号～第136号）」，和木町ウェブサイト，<https://www.town.waki.lg.jp/site/gikai/list12.html>（2024年10月17日閲覧）。